

第一〇回 詔勅研究について

（本居宣長と宣命研究）

「みことのり」は詔勅ともいいますが、実はこれを専門的に解説した本というのはそれほど多くはありません。むしろ少ないといつていいと思います。

現在私たちが図書館で読むことが出来るものの一つに、本居宣長『続紀歴朝詔詞解』があります。筑摩書房なら『本居宣長全集』の第七巻です。本居宣長は『古事記伝』などでも有名ですが、その『古事記伝』は寛政十年（一七九八年）に脱稿しました。起稿から三十五年です。すごいものですね。そして『続紀歴朝詔詞解』の稿を起したのは翌寛政十一年（一七九九年）でした。宣長は享和元年（一八〇一年）九月二十五日に他界しましたから、その二年前ということですね。

この『続紀歴朝詔詞解』は『続日本紀』——主に奈良時代を著した本ですが——にある六十二の宣命を解説したものです。第一詔は文武天皇即位の宣命で、最後の第六十二詔は桓武天皇の延暦八年、征東將軍らの敗軍の責を勘問しその処分を告げる宣命です。

宣命は、最初に申し上げましたように、国語の詔旨です。漢文の詔勅と相對しています。上古以来、これが我が国の詔勅の本体だったそうです。『続日本紀』にはこの宣命が多く残されています。『日本書紀』などは特に漢文による潤色があるとされていますが、『続日本紀』の宣命は当時の国語を知る上でたいへん貴重だと思います。

この本居宣長の『続紀歴朝詔詞解』はその後、様々な学者によって引用されてきました。ただ宣命を含む詔勅の研究そのものはあまり見あたりません。一方、本居宣長は祝詞の研究も著しましたが、こちらの研究は幕末から明治時代、そして昭和戦前でも割合活発でした。ただ宣命あるいは広く詔勅が宣長以降あまり研究されなかったのはなぜなのか、その理由はわかりません。徳川幕府が禁止していたというような文章を読んだことがあります。が、その確実な根拠は提示されていませんでした。あるいは本居宣長『続紀歴朝詔詞解』の完成度が高いので、その後の学者は宣長を踏襲するにとどまり、自ら解釈することを選択しなかったのかもしれませんが。

（詔勅の研究書）

この「宣命」を解説した著作として、主なものを挙げますと、久米幹文『続日本紀宣命略解』があります。明治二十六年です。その後は少し飛びますが、文部省社会教育局編『祝詞宣命』が昭和七年、御巫清男『宣命詳釈』は昭和十一年、金子武雄『続日本紀宣命講』は昭和十六年です。また歴代の主な「詔勅」を解説したものとして、森清人らの『大日本詔勅謹解』全七冊があります。これが昭和九年です。その後、昭和十六年には森清人『大日本詔勅通解』そして三浦藤作『歴代詔勅全集』全八巻が昭和十五年から十八年にかけて出版されました。この間、教育勅語の解説本はたくさん出版されています。

主な詔勅の研究書は以上のとおりです。ですから歴代の詔勅を解説しようとしても、なかなか参考書がないのが実態です。そしてたとえば『歴代詔勅全集』ですが、よくよく検証してみますと、歴史の事実と反する解釈が少なくありません。

第三回で話題にした「現御神と」ですが、『歴代詔勅全集』に「現御神と」の解説はあり

ません。「現御神」のみを解説して「現にこの世にまします神といふ意味。天皇のことを申し上げ奉るのである」(第一卷三三九頁)としています。詔勅解説にはこの解説よりも「現御神と」の解説がなければ誤読につながることは明白です。

さらに第二回の教育勅語です。「之を中外に施して悖らず」を「国内に於て行っても、国外に於て行っても、反してはゐない」といふこと」(第六卷一六六頁)と解説しています。これも典型的な誤読です。

ただ残念ながら『大日本詔勅謹解』や『大日本詔勅通解』でもその解釈はほぼ同じです。むしろ出版年からして、森清人らを踏襲したのが三浦藤作の著作なのかもしれません。その事実は確認できませんが、少なくともこれらについて、三浦藤作が森清人らの解釈を批判した文章は見当たりません。

(幻の『大日本詔勅 全表』)

いま、残念ながら、と申しました。私たちが歴代の詔勅を図書館等で読むことができるのは、森清人『みことのり』のお蔭です。これは皇太子殿下御成婚記念として平成七年に錦正社から発行されました。専門的には『大日本詔勅謹解』や『歴代詔勅全集』がありますが、図書館の所蔵で多いのはこの森清人『みことのり』ではないかと思います。ただ『みことのり』には全文ルビが振られています。語義などの解説はありません。

森清人には『詔勅虔敬』全三巻があるとされています。このうち第一巻と第三巻は図書館や古書店でも見つけることは容易です。しかし第二巻はどこを探しても見当たりません。森清人本人の説明によれば、この第二巻は『大日本詔勅 全表』というもので、四千五百余の「みことのり」を解説したとされています。慶文堂書店から昭和十八年七月三十日の発行ということが、第二巻―これは同年六月二十日の発行ですが―に記されています。ただどの図書館や古書店にも見つけられません。まさに「幻の書」というしかありません。

いずれにしても、詔勅を研究するにあたって、もし森清人本がなければ大変な時間と労力が必要になると思います。その意味で、詔勅研究者にとつて、森清人氏は恩人であると思います。本居宣長『続紀歴朝詔詞解』と森清人本で、あの難解な漢字の訓みと意味が分かるようになります。

『大日本詔勅謹解』の序に、森清人はこう記しています。

「本稿執筆以来、齋戒沐浴、一切の訪客を辞し、兢兢として筆を進めしも、一個の管見、往々にして述べて悉(つ)くさざるものあるを懼(おそ)る。これ一に著者不学の致すところであるが、もし夫れ義に悖り解を過(あやま)るところあらば、悉くこれ一身の罪にして、読者幸いにこれを諒とせられよ。虔(つつし)んで大方の垂示と叱正とを乞ひ、将来の研尋討覈を期す」

この一文に森清人という人の、詔勅解説にかける思いが込められていると思います。また、最後にある「将来の研尋討覈を期す」、これは研究者としてすばらしい言葉を残してくれたと思います。「研尋討覈」は「よく調べ考察して本質を明らかにすること」です。

(蟬丸上演自肅事件)

森清人という人は、これだけの著作を残した人ですが、様々な人名辞典には掲載されていません。第二回でお話したビッテル神父と同じです。キリスト教関係の事典類にはそ

の名がありません。

森清人は明治二十七年（一八九四年）の生まれでした。大正十四年（一九二五年）には詔勅講究所を創立したようですが、そうすると三十一歳ということになります。早稲田大学に学び文学の研究をしていたようですが、かなり若い時分から詔勅の研究を志したのだと思います。

森清人の名で検索できる最も古い本は『良兵・良民常識講座』というものではないかと思いますが。昭和四年の発行でした。全二十篇にわたる国民の心得のような本ですが、帝国在郷軍人会の会長などの序文がありますから、相当な後押しがあったと考えられます。

その後、森清人が世に出てくるのは日本精神協会です。昭和八年に菊池武夫を会長として創立されましたが、森清人は理事でした。その翌年、昭和九年―『大日本詔勅謹解』が出版された年です―「蟬丸上演自肅事件」というのがありました。「蟬丸」というのは謡曲の「蟬丸」です。謡曲は能のいわば脚本です。その「蟬丸」の内容が、皇室の尊厳を損なうとして森清人理事は文部省に対し「廢曲」とするよう陳情しました。結果として昭和二十二年まで「蟬丸」は上演されなかったようですから、文部省はこの陳情に配慮したといつてよいと思います（注1）。

この「蟬丸」には盲目の第四皇子と逆髪（さかがみ）といわれるお姉さん、皇女が登場します。生まれつき不遇な蟬丸を山へ捨てるよう勅命を受けた廷臣は、嘆きながらも皇子を山において別れます。そしてそれを痛々しく思った人が蟬丸のためにわら小屋をつくります。その小屋から聞こえる琵琶の音に、逆髪が気付きます。逆髪は逆さまに生い立つ髪から狂人となって彷徨していましたが、二人は互いに手を取り、わびしい境遇を語り合いますが、やがて涙ながらに別れます。あらずじとしてはそんなところです。

この後、「大原御幸」という演目も「自肅」となりました。この経緯はよく分かりませんが、これらの件について、萩原朔太郎が「能の上演禁止について」という批判のコメントを残しています。昭和十五年に出版された『阿帯』（六五頁）という本です。

（天皇機関説排撃）

昭和十年二月十八日貴族院本会議において、菊池武夫議員―日本精神協会の会長です―が美濃部達吉議員の天皇機関説を「国体に背く」と批判しました。これに対し美濃部達吉は同月二十五日、「一身上の弁明」として天皇機関説を説明しました。これで一旦収拾されたかに見えましたが、その後、政治問題となりました。

天皇機関説というのは、いわゆる国家法人説を基とするものです。伊藤博文は「君主は国家の上に位せず国家の中に位し君主は国家の統御者にあらすして国家の機関となれり」という旧独逸連邦の法律に高い関心を示しました。君主を専制君主とは反対の「国家の最高機関」とする表現にも注目しています。そして帝国憲法の解説書である『憲法義解』からして、この天皇機関説を否定することは無理だと思っています。

もっとも、天皇機関説を排撃する方は「天皇機関説を承認せば警察官も或る意味に於て国家の機関である故に天皇と警察官とを同一視あるの嫌あるにあらずや」というような論調でした。いわば言い掛かりです。天皇を神、現人神ですね、そう祭り上げて自分たちが実権を握る、そういうことだったと思います。実際にこの天皇機関説排撃から国体明徴運動が起きました。この国体明徴運動の延長線上で文部省『国体の本義』が出版されまし

た。天皇を現御神とし、天皇親政を是とする思想です。第三回でお話ししましたように、天皇現御神論は宣命解釈の誤りが原因です。そして天皇親政論も―これを絶対主義的天皇制と同様に解釈しますと―これも帝国憲法には存在しません(問1)。

昭和戦前において、森清人の行った詔勅研究は特筆されるべき業績だと思っています。しかし昭和十年、菊池武夫と森清人は共著で『日本精神と天皇機関説―天皇機関説問題の意義』を著しました。要するに天皇機関説排撃をしたわけです。この天皇機関説排撃は森清人にとって大きな汚点だったと思います。菊池武夫は現在でも貴族院で美濃部達吉を論難した議員として語られます。しかし彼のブレーンとしての森清人は、あまり取り上げられることがありません。これを森清人の詔勅解釈という観点から分析すると、「現御神と」の誤解が重要なポイントとして浮かんできます。昭和戦前における重大事件が、この詔勅解釈に原因があったということは、そう驚くことでもありません。他にもこの種のことがあるからです。

昭和十八年、森清人は『教育勅語謹解』を著しました。しかしこの「之を中外に施して悖らず」も「中」は葦原「中つ国」、すなはち日本、「外」は外国で、斯の道は日本ばかりでなく、世界のいかなる国に施しても、悖るものでないことが示されてある」と解説しました。第二回で説明しましたように、これも曲解でした。森清人に限りませんが、この誤った解釈が、その後に与えた影響は甚大なものがあるということは間違いありません。

〔森清人の「人間宣言」〕

森清人が同じ昭和十八年に『詔勅虔敬』全三巻―第二巻は確認できませんが―を上梓してのち、昭和二十年に終戦、そしてGHQによる日本占領となりました。生年から終戦時は五十歳か五十一歳だったと推測できます。そして「昭和二十一年元旦の詔書」いわゆる「人間宣言」が渙発されました。森清人はこの詔書について、朝日新聞に投稿しました。そのポイントのみ紹介します(注2)。

「詔書民主化」

◇昭和二十一年の年頭に際して拝した詔書は、つぎの三点において、全く異例の詔書である。

まづ第一に、君民の関係について「天皇ヲ以テ現御神」とすることが「架空ナル觀念」として否定されてゐることである。そもそもこの現御神の話は、大宝令の公式詔書式に五事の別を定めて詔書の用語令を示し、その第一・第二・第三項に「明神」(後世、現御神の字を充つ)の用語令の明示されてゐるのに由来するものであつて、爾来一千二百余年間の永きに亘り、詔勅用語として使用され来つた語で特に続日本紀所載の宣命などには、その用例が多い。従つてその否定は、大宝令詔書式の否定といふべく、その影響するところはきはめて大きいと思はれるのである。(中略)

◇つぎに注意すべきは、このたびの詔書に初めて濁点及び句読点の用ひられてゐることである。(中略)

◇最後に注意すべきは、このたびの詔書が従来のかかる場合の慣例を破つて、特に詔書の形式をもつて下されてゐることである。(中略)

以上の三点は、詔勅の沿革上全く異例に属するものであり、われ等も、この画期的新時代に対処する覚悟を新たにして、聖旨に応へ奉るところがなければならぬと思ふ。(東京・

森清人Ⅱ 詔勅講究所

この第三点目はよくわかりません。本来ならば勅語であるべきが、詔書として換発されたことが異例ということかもしれません。いずれにしても、森清人自身も他の論者同様に「現御神と」を正しく解釈しなかったことが、この投稿になったのだと思います。天皇Ⅱ現御神という誤解の上では、「天皇ヲ以テ現御神」とすることを否定されたこの詔書の真意は、やはり理解できないと思います。

（東京ロビンソン漂流記）

時事新聞の昭和二十四年六月三日、森清人が紹介されました。「夢の島」に人がいた」「著述の傍ら理想郷建設」というタイトルでした。夢の島は東京都江東区の埋め立てによる人工島で、戦前は海軍航空隊の秘密基地でした。戦後は海水浴場になりましたが、ここで森清人はたった一人で住んでいました。その目的は「六国史」百九十巻の和文訳という五カ年計画だったそうですが、現在その和文訳がどうなったかは知る由もありません。また、新聞記事によれば、「著述のかたわら平安朝の健兒（こんでい）制度（平和を目的とした健全な青年男女による自治政体で国民はすべて武器を捨て死刑を廃止このため三百五十年間泰平がつづいたという）の研究に力をそそいでいる」とあります。

（紀元節復活運動）

昭和三十二年五月八日、森清人は国会の内閣委員会公聴会に公述人として招聘されます。紀元節復活、正式には「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」に関するヒアリングでした。他の公述人は和歌森太郎、井上光貞、小野祖教という人たちでした。みな大学の教授・助教授で森清人は歴史研究家と紹介されています（注3）。

ここで森清人は明治以来の通説を批判します。つまり二月二十一日の建国には根拠がないということに対し、その通説も根拠がないということです。そして「神武東征」ということに関し、東を征伐した、征服したというのはどうかとも言いました。征服なら「征東」となるのではないかということです。冒頭に申しました桓武天皇の「征東將軍」などがそうですね。そしてその証拠として淡海三船の『鑑真和尚東征伝』をあげました。「征」とは「行く」という意味だということです。その後、紆余曲折があつて、昭和四十二年から「建国記念の日」が適用されて今日に至っています。ちなみに、和歌森太郎・井上光貞は紀元節を祝日とすることに反対、森清人と小野祖教は賛成でした。

（『日本新史』）

昭和三十六年の暮れ、森清人は里見岸雄を訪ねています。里見岸雄は「八紘一字」を造語した田中智学の三男です。森清人の「日本紀年の研究」の原稿を読んだ里見は高く評価しました。森清人は出版の助力をお願いします。そして里見は中藤正三という人に相談します。『みことのり』を出版した錦正社の初代社長です。中藤社長は快諾しました。

ところがその翌日、十二月六日の朝ですが、森清人は明治神宮の寮で亡くなりました。脳出血と新聞は伝えています。当時は詔勅講究所長で日大の講師もされていたようです。亡くなった翌三十七年、その原稿をもとに錦正社から『日本新史』が出版されました。昭和三十六年暮れの件は、『日本新史』に記された里見岸雄の「あとがき」から知りました。

（森清人の功と罪）

森清人という人は間違いなく詔勅研究者にとつての恩人です。しかし教育勅語の「中外」と文武天皇即位の宣命にある「現御神止」を読み誤りました。これはむしろ森清人一人ではありません。ただ詔勅研究の専門家が読み誤ったことは残念でなりません。もし森清人がこれらを正しく解釈していたら、菊池武夫の天皇機関説排撃はなかったかもしれません。また「昭和二十一年元旦の詔書」を「人間宣言」などと曲解した人たちを堂々と批判したかもしれません。

帝国憲法と教育勅語の起草には、井上毅が深く関与しています。したがって両者は順接で結ばれています。これらには「天皇Ⅱ現御神」も天皇親政ありません。そしていわば天皇機関説を否定する立場ではありません。しかし天皇機関説排撃からはじまる国体明徴運動から、「天皇Ⅱ現御神」であり天皇親政論を基とする文部省『国体の本義』が発行されました。つまり天皇機関説排撃・国体明徴運動そして文部省『国体の本義』は帝国憲法や教育勅語と逆接の関係です。これらが古い詔勅や明治天皇の勅語を曲解した結果であることは、本書でお話した通りです。この辺りをもう少し深く追究する研究者が現われないものかと思います。戦前を一括するだけでは昭和史は解明されません。

（終りに）

昭和二十年八月、我が国はポツダム宣言を受諾し、同年九月二日には降伏文書に調印しました。当時における最大の課題は「国体の護持」でしたから、ポツダム宣言の「世界征服の挙に出る過誤」の「世界征服」が何であるか、誰一人検証しませんでした。少なくともこの件に関し、成果のある著作は見当たりません。また同年十二月の神道指令にある「日本の支配を他民族に及ぼす」あるいはGHQスタッフが教育勅語に読んだ *thought of world conquest* 「世界征服の思想」も解明されませんでした。この状況は今日に至るまで続いています。

昭和天皇の崩御にあたり、今上陛下は御誄（おんるい）——いわゆる弔辞です——を奏上されました。

「崩御あそばされてより、愛痛は尽きることなく、温容はまのあたりに在ってひとときも忘れることができません。櫛殿に、また殯宮におまつり申し上げ、靈前にぬかづいて涙すること四十余日、無常の時は流れて、はや斂葬の日を迎へ、輜車にしたがって、今ここにまゐりました」

「殯宮Ⅱもがりのみや・ヒンキュウ（天子の遺体を棺に納めて、本葬の時まで安置する仮の御殿）」は允恭天皇紀、「輜車Ⅱきくるま・ジシャ（靈柩車）」は孝德天皇紀に見られます。現代に生きる私たちが、古い時代の言葉によって胸を打たれました。

今回は特に、今日の問題と関係の深い詔勅を中心にお話しました。歴史に学ぶ。古い詔勅を真摯に解読する。そのことが今日における問題解決の、その糸口になればと心から思います。

【質疑応答】

問1 森清人の詔勅研究と天皇機関説排撃とはどんな関係にあったのでしょうか。

回答 天皇機関説というのは、いわゆる国家法人説に基づくもので、君主は国家の外か内かという問題でもありました。帝国憲法はプロイセン憲法などの影響を強く受けていると言われています。伊藤博文の考え方を示す次の文章にもそれは明らかです。

尾佐竹猛『日本憲政史の研究』（一元社、昭和十八年、三二一頁）

『伊藤博文秘書類纂』『法制』の部に左の資料が採録せられて居る。それは「君主及ヒ国会ノ法律上ノ地位」と題する一篇である。これは、伊藤が欧羅巴で聴いた講義の一部だるか、またはロエスエルなどの意見であらう。

「現時の国法に於ては君主は国家の上に位せず国家の中に位し君主は国家の統御者にあらずして国家の機関となれり（1）君主は国家の機関にして国家の爲めに活動すべしとの思想は既にフリードリヒ大王の有名なる「君主は人民を支配する所の専制君主にあらず国家の最高機関たり」との語に於て發表せられたり而して君主は國家に於て卓越の地位を有し且つ國權を掌握せり凡そ君主の有する權利は國有の特權なり又君主は万般の國權を一身に総攬す此原則は旧独逸連邦の法律に於て明言せられ又此法律に基きて起りたる独逸法の大部に於て之を明言せり」（原文はカタカナ表記）

（中略）

この説はどの程度迄伊藤の頭に這入ったかは疑問であるが、兎も角、機関説輸入の最も早き一人として伊藤を数ふことが出来る。」

帝国憲法の解説書である伊藤博文『憲法義解』には、機関という用語が少なくとも十回は用いられています。また帝国憲法第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」をはじめとして、その考え方を天皇機関説と表現してなんら問題は無いと思います。

問1—a ではなぜ昭和戦前において天皇機関説排撃の動きが起こったのでしょうか。

回答 詳細な法学理論は別として、天皇機関説排撃から生じた歴史の事実からそこを検証すれば、その原因追究に近づけると思います。

昭和十年、貴族院における天皇機関説排撃

昭和十年、国体明徴に関する政府声明

昭和十一年、二・二六事件

昭和十二年、文部省「国体の本義」

この文部省「国体の本義」は、その本文にある通り、「天皇現御神論」であり「天皇親政論」でした。帝国憲法にこれらはありません。第三回の「文武天皇即位の宣命と「人間宣言」でお話したように、「天皇現御神論」は詔勅の誤解から生じたものと考えられます。また同様に「天皇親政論」も「しらす」で説明しましたが、帝国憲法にありません。

貴族院において天皇機関説排撃を行った最初の議員は菊池武夫男爵でした。日本精神協会の会長です。そしてそのブレーンの一人が森清人でした。森清人は本文に示した通り天皇機関説排撃論者であり「天皇現御神論」者でした。正式の用語は現御神であるが一般的な用例としては現人神とした例もあると記し、「現人神とは、神は隠り身なるに、顕はに人の體を以て世に現はれたまひし神、即ち人にして人倫ならざる現し身の神の意」と語って

います『詔勅虔敬』第一巻 詔勅宣命の研究、慶文堂書店、六五七頁。当然ながら「現御神と」を解説した文書はひとつもなく、天皇Ⅱ現御神が森清人の基礎でした。この天皇Ⅱ現御神は天皇親政論にもつながります。

問1―b つまり天皇機関説排撃・国体明徴声明・二・二六事件・文部省「国体の本義」は同じゾーンにあるということですか。

回答 その通りです。岡田貞寛『父と私の二・二六事件』には二・二六事件で銃殺刑に処せられた磯部浅一の「行動記」が引用されています。

「行動記」

「渡邊は同志将校を弾圧したばかりでなく、三長官の一人として、吾人の行動に反対して弾圧しさうな人物の筆頭だ。天皇機関説の軍部に於ける本尊だ」

天皇機関説を擁護した渡辺錠太郎・陸軍教育總監が二・二六事件で狙われた主たる原因がわかります。国体明徴声明は天皇機関説排撃ですし、これらの延長線上に文部省「国体の本義」が発行されました。逆に言えば、文部省「国体の本義」にこの一連の出来事の本質が記されているということです。

問1―c 先程のお話で「天皇現御神論」「天皇親政論」は帝国憲法にないということでした。そうすると「国体の本義」は帝国憲法に背いたものということになりますが・・・。

回答 帝国憲法と教育勅語―ただし曲解されていない教育勅語ですが―これは順接の関係です。いずれも井上毅が深く関与しています。整理すると第四回で示したようになります。

従来は教育勅語の再論が「国体の本義」だとされてきました。しかし正しくは曲解された教育勅語の再論が文部省「国体の本義」であるとしなければ、それぞれの内容と整合性がありません。昭和史が複雑なのは、この関係が客観的に追究されてこなかったことに原因があると思います。つまりは古い詔勅、その解釈の検証がなされてこなかった、これが最も大きなことだったと思います。

帝国憲法を遵守された昭和天皇が天皇機関説を是とし、二・二六事件を鎮圧され、天皇現御神論を否定された事実は、右の整理を裏付けるものだといつてよいと思います。また昭和天皇の加藤軍令部長や末次軍令部次長への批判『昭和天皇独白録』(二六頁)及び美濃部達吉『憲法撮要』からすると、統帥権干犯論も天皇機関説排撃のゾーンに入るでしょう。昭和戦前は帝国憲法を蹂躪した時代だったといつても過言ではないと思います。

注1、蟬丸上演自粛事件

『能と狂言』第二号 能楽学会 二〇〇四年五月十五日

中村雅之「蟬丸・大原御幸事件」と謡本改訂

注2、東京朝日新聞 一九四六年一月九日 「声」欄

詔書民主化(全文)

◇昭和二十一年の年頭に際して拝した詔書は、つぎの三点において、全く異例の詔書である。

まづ第一に、君民の関係について「天皇ヲ以テ現御神」とすることが「架空ナル觀念」として否定されてゐることである。そもそもこの現御神の話は、大宝令の公式詔書式に五事の別を定めて詔書の用語令を示し、その第一・第二・第三項に「明神」（後世、現御神の字を充つ）の用語令の明示されてゐるのに由来するものであつて、爾来一千二百余年間の永きに亘り、詔勅用語として使用され来つた語で特に続日本紀所載の宣命などには、その用例が多い。従つてその否定は、大宝令詔書式の否定といふべく、その影響するところはきはめて大きいと思はれるのである。

◇つぎに注意すべきは、このたびの詔書に初めて濁点及び句読点の用ひられてゐることである。明治元年以降今日にいたる詔勅の総数は、凡そ一千一百余詔の多きに及ぶが、詔勅に正式に濁点及び句読点を附せられたのは、実に本詔を以て嚆矢とする。この意味においてもこのたびの詔書は、現代假名交り詔勅文創始以来八十年間の慣例を打破せられた歴史的詔書とも呼ぶべきものである。尤も濁点は、昭和十三年七月七日の勅語から同十五年九月二十七日の詔書に至る八詔勅（三詔書・五勅語）には之をみるが、右は濁点だけであつて句読点はなく、詔勅に正式に濁点、句読点の使用されたのは、全く今回が最初である。従来ややもすれば一般に硬くむつかしいと思はれてゐた詔勅文に、親しみと接近感とへる効果は大きいと思はれる。また詔勅文は元来、法文の規範となるものであるから近く改正を予想される憲法も、今後制定せらるべき法律も、おそらくその文章には濁点、句読点が使用されるに至るであらう。

◇最後に注意すべきは、このたびの詔書が従来のかかる場合の慣例を破つて、特に詔書の形式をもつて下されてゐることである。従来、政府の奏請等によらず、勅旨により臨時の小事に關して下される場合は、勅語の形式を以てせらるるのが普通である。けだし之は大宝の制、公式令詔書式に「臨時の大事を詔と爲し、尋常の小事を勅と爲す」とある趣旨によられしものと思はるるが、このたびは従来のかかる場合の慣例を破り、特に御名を親署、御璽を鈐せられて、詔書の形式を以て下されてゐるのである。

以上の三点は、詔勅の沿革上全く異例に属するものであり、われ等も、この画期的新時代に対処する覚悟を新たに、聖旨に応へ奉るところがなければならぬと思ふ。（東京・森清人Ⅱ詔勅講究所）

あとがき

戦前の我が国は教育勅語を曲解し、戦後はいわゆる「人間宣言」を曲解してきました。そのことの原因は詔勅研究の怠慢にあると考えられます。そしてこれらの誤解や曲解が今日の政教関係問題、徳育問題にも大きな影響を及ぼしています。

また奈良時代を語る著作においても、歴史の事実に対する記述がなされ、一向に詔勅を真摯に検証する姿勢が見られません。さらに、その事実に対する解釈を基に皇位継承問題等を論じている様は、ただただ啞然とするばかりです。

本居宣長は「師の説になづまざる事」として次のように語っています。

「これすなはちわが師の心にて、つねにをしえられしは、後によりき考への出来たらんには、かならずしも師の説にたがふとて、なはばかりそとなむ、教へられし、こはいとたふときをしへにて、わが師の、よにすぐれ給へる一つ也」

次は『国家神道とは何だったのか』を著した葦津珍彦です。

「いつまでも研究の進まないのを遺憾として、あえて未熟の点あるを承知して、問題提起の試論を発刊することにした。神道同学の将来の修補改正を期待し、発刊にいたるまでの事情を誌した」

さらに森清人は本文でも紹介した通り、以下のように書き残しました。

「兢兢として筆を進めしも、一個の管見、往々にして述べて悉（つ）くさざるものあるを懼（おそ）る。これ一に著者不学の致すところであるが、もし夫れ義に悖り解を過（あやま）るところあらば、悉くこれ一身の罪にして、読者幸いにこれを諒とせられよ。虔（つ）つし）んで大方の垂示と叱正とを乞ひ、将来の研尋討覈を期す」

「師の説になづまざる事」

「将来の修補改正を期待」

「将来の研尋討覈を期す」

誤解がもとで詔勅は「効力を有さない」とされましたが、詔勅は日本国民が歴代天皇から賜った宝です。今回対象とした「みことのり」は、今日において最も重要だと考えたものを優先しました。膨大な量の詔勅について、まだまだ歴史の文脈を逸脱した解釈が平然と行われています。イデオロギーによる解釈云々というより、そもそも「みことのり」の渙発理由やその後の歴史から検証されていないのが、その原因ではないかと思えます。やはり詔勅を当時の語義そして歴史の文脈から解釈する、そういった新たな詔勅学が必要な時代ではないかと思う思います。

あの戦争の当事国であり、現在は同盟を結んでいる我が国と米国。少なくともあの戦争や占領政策の学術的な共同研究が行われ、「日米の錯誤」が解明されることを切に願うばかりです。我が国には井上毅や木下道雄の後継者、そして米国にはグルーやドーマンの真の後継者が、必ずや、いると信じて。

(完)